

宮城県告示第二百六十三号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請及び同法第五十五条第一項の規定に基づく認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第二条第一項の表二百九十五の項1の知事が指定する者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（ただし、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代行し、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（ただし、住宅のみの用途に供する建築物を対象とした申請又は複合建築物における住戸の部分のみを対象とした申請の場合に限る。）とする。

平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩